

監査の結果により講じた措置について

1 財務監査（定期監査）及び行政監査の日

令和4年3月25日

2 財務監査（定期監査）及び行政監査の結果公表日及び提出した日

令和4年4月22日

3 講じた措置の通知があった日

令和4年5月26日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

社会教育部

令和4年3月25日執行 財務監査（定期監査）及び行政監査

指 摘 事 項	措 置 状 況	改善、又は 検討の目標 年 月 日
（スポーツ推進課） 厚木市営水泳プール監視業務委託について、事務手続が遅延していましたので、今後は適正な事務執行をされたい。	委託業務に係る事務手続については、仕様書等に基づき必要書類の提出を求め、適正な事務執行をするとともに、係内において週1度、委託業務に関する打合せの機会を設け、進捗状況の共有をし、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めます。	令和4年3月25日